◎佐賀県条例第23号

佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和37年佐賀県条例第59号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(給与の減額)

(給与の減額)

第16条 略

2 職員が部分休業 (職員がその小学校就学の始期に達するまでの 子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の 勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(職員が配 偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が別に定める者で 負傷、疾病又は老齢により任命権者が別に定める期間にわたり日 常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護 者」という。) の介護をするため、任命権者が別に定めるところ により、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状 態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内 で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内 において勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)又は介護部分休暇(職員が要介護者の介護をする ため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態 ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重 複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤 務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

第16条 略

2 職員が部分休業 (職員がその小学校就学の始期に達するまでの 子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の 勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、子育て部分 休暇(職員がその小学校(第1学年に限る。)に就学している子 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第 18号) 第7条の2第1項に規定する子をいう。) を養育するため 1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認め られる場合における休暇をいう。)、介護休暇(職員が配偶者、父 母、子、配偶者の父母その他任命権者が別に定める者で負傷、疾 病又は老齢により任命権者が別に定める期間にわたり日常生活を 営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」とい う。)の介護をするため、任命権者が別に定めるところにより、 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、 3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する 期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤 務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

改正後

改正前	改正後
の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、 その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額 して給与を支給する。	又は介護部分休暇(職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年佐賀県条例第6号)の一部を次のように改正す

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

7. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10	
改正前	改正後
 (給与の減額)	(給与の減額)

第17条 略

2 職員が部分休業(職員がその小学校就学の始期に達するまでの 子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号) 第2条第1項に規定する子をいう。) を養育するため1日の 勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(職員が配 偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が別に定める者で負傷、 疾病又は老齢により知事が別に定める期間にわたり日常生活を営 むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。) の介護をするため、知事が別に定めるところにより、要介護者の 各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超 えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以 下この項において「指定期間」という。) 内において勤務しない

(稲子り/帆領)

第17条 略

2 職員が部分休業(職員がその小学校就学の始期に達するまでの 子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の 勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、子育て部分 休暇(職員がその小学校(第1学年に限る。)に就学している子 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第 18号) 第7条の2第1項に規定する子をいう。) を養育するため 1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認め られる場合における休暇をいう。)、介護休暇(職員が配偶者、父 母、子、配偶者の父母その他知事が別に定める者で負傷、疾病又 は老齢により知事が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに

改正前

ことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は 介護部分休暇(職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々 が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年 の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当で あると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤 務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1 時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給す る。

改正後

支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の 介護をするため、知事が別に定めるところにより、要介護者の各々 が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、 かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この 項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが 相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護部 分休暇(職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当 該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期 間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内に おいて1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である と認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務し ない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間 につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第2項の改正規定(「勤務時間の」の次に「全部又は」を加える部分に限る。)及び第2条中佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第2項の改正規定(「勤務時間の」の次に「全部又は」を加える部分に限る。)は、令和7年10月1日から施行する。